

都市計画学・地域計画学の教育

轟 慎一

環境建築デザイン学科

1. はじめに

私の専門は、都市計画学・農村計画学・地域計画学である。本稿は、環境科学部環境建築デザイン学科および大学院環境計画学専攻環境意匠研究部門における、都市計画学・地域計画学の教育について、私の担当科目をもとに述べるものである。

まず、それに先立って、私の研究テーマについて述べておく。研究では、都市・農山漁村の空間・コミュニティ・環境の構造と、その計画論・まちづくりについて探求しており、特に、生活と空間の関係性に着目した計画論的研究を行なっている。具体的には、「生活史・生業史と空間構造」「生活行為・コミュニティと生活空間・居住環境」「時間・仲間・空間からみた子どもの遊び・高齢者の余暇」「境界空間からみた公・共・私」「地域環境と生活景」「景観の保全・活用」「地域共生とまちづくり」「都市計画システムと事業展開」「人口減少時代の都市・地方と少子高齢社会」「定住環境としての中心市街地・歴史的街区・集合住宅・郊外住宅地・集落」「地域居住と持続・再生」などをテーマとしている。

2. 学科の教育

環境科学部環境建築デザイン学科では、環境共生社会の創造に求められる建築・ランドスケープ・都市・地域の計画・設計の理論と技術について教育・研究を行ない、地域環境と調和した生活空間を構想できる人材を育成している。学びのポイントとして、以下の3点を挙げている。

1つ目は、「幅広い環境建築デザインから得意分野を見つけよう」である。本学科は、建築計画・設計、景観計画、ランドスケープデザイン、造園、都市計画、地域計画、住居論、建築史、空間論、構造、材料、安全防災、設備、環境工学、人間工学など、広範な分野から成り立ち、また、そのスケールにおいても、身近な生活空間のデザインから、持続可能な環境の構築まで、多様な空間を対象としており、誰でも得意分野を見つけることができる。

2つ目は、「実際に身体を動かし現場での体験をもとにイメージを組み立てよう」である。建築家・都市計画家になるには幅広い素養を身につける必要があるが、デスクワークによる知識のみならず、実際の建築や都市計画・まちづくりなどフィールドワークをもとに学ぶことも重要である。そして、複雑な

条件や要求をひとつの空間にまとめるトレーニングが演習である。

3つ目は、「環境学という視座から建築・都市の未来を創り出そう」である。本学科は、環境生態学、環境政策・計画学、生物資源管理学といった分野と共生し、ともに環境科学部を構成している。これからの生活空間・地域環境を構想していく上で、この教育・研究環境はかけがえのないものである。環境問題、安全・安心、少子高齢化、人口減少など今日的課題に問題意識を持ち、新しい時代の建築・ランドスケープ・都市・地域の創造に挑戦する建築家・都市計画家を育成している。

大学院環境科学研究科環境計画学専攻環境意匠研究部門では、自然環境と共生する持続可能な社会環境の創出をめざし、安全で快適な生活空間・建築空間・都市空間・地域空間を創造するための計画論・造形論・意匠論・技術論を追究している。学びのポイントとして、「多様な分野の総合性と深い専門性」、「フィールドでの実践をベースに」、「高度なプロフェッションの養成」の3点を挙げている。

3. 計画系の教育

私は授業科目として、学部では「地域環境計画」「都市・地域計画」「地域共生論」「地域デザイン」「環境フィールドワーク」「設計演習」等を、大学院では「都市計画特論」「地域再生システム特論」等を担当している。これら科目のうち、本稿では、環境建築デザイン学科「計画系」分野の講義について述べる。

「計画系」分野では、環境と共生する持続可能な社会の構築をはかるため、都市・農村・自然地域における空間の構造と、その計画論について探究している。これからの建築・ランドスケープ・都市・地域を創造するため、住居をはじめとする居住空間、都市・集落の生活空間と地域環境、景観の保全・活用、定住環境と持続・再生、計画制度とまちづくり等に着目した空間論・計画論を学ぶ分野である。

私の担当科目で、計画系に当たる「地域環境計画」「都市・地域計画」「都市計画特論」について、以下に述べる。

4. 地域環境計画

本講は、環境建築デザイン学科の学科専門科目で、1回生後期に配当されている。地域志向専門科目の推

奨科目でもある。

本講では、都市計画・地域計画の分野における、都市・集落の生活空間・地域環境の構造と、その調査論・計画論・まちづくりについて論じている。都市・集落をいかに捉えるか、どうやって地域・環境にアプローチするか。都市計画・建築設計・環境デザイン・まちづくり・都市政策では、地域の社会的・空間的特質の把握と、地域像のパースペクティブが不可欠である。本講では、研究技法の系統的理解にとどまらず、地域にかかる基本的な概念体系をふまえ、地域そのものの構造的な理解をめざしている。都市システム、地域環境、景観、地域空間、居住、コミュニティ、生活空間等の観点から、実践的な調査の視点や具体的な現場の視点をまじえ論考している。本講は、設計演習・環境フィールドワーク等における、対象の構造的把握においても論理的・技術的有用性がある。

到達目標は、「都市システム・地域環境・地域生活空間の基本を理解し説明することができる」、「都市・集落調査の基本を理解し実践することができる」、「都市問題・まちづくり・計画論の基本を理解し説明することができる」の3点である。キーワードとして、「都市」「集落」「地域環境」「都市システム」「都市形成」「地域生活空間」「景観」「地域調査」「地域構造」「都市問題」「持続」「再生」「都市計画」「地域計画」を挙げている。本講の構成は、次の通り。

- ・地域空間論：生活空間の概念
- ・都市空間論：土地利用、自然環境、都市構造
- ・都市空間論：都市形成、社会環境、地域開発
- ・集落空間論：都市近郊地域・平野地域・沿岸地域と景観
- ・集落空間論：地域問題とまちづくり
- ・地域調査論：都市・集落研究の方法論、事実と意見
- ・地域調査論：文献調査、図書・雑誌、統計・資料
- ・地域調査論：地図分析、空中写真、フィールドワーク
- ・地域調査論：観察調査、ヒヤリング、アンケート
- ・地域計画論：地域概念、都市の階層構造
- ・地域計画論：過疎過密と地域構造、都市問題とまちづくり
- ・都市計画論：都市環境問題、交通問題
- ・都市計画論：都市システムと持続・再生

5. 都市・地域計画

本講は、環境建築デザイン学科の学科専門科目で、3回生前期に担当されている。地域志向専門科目の推奨科目でもある。

本講では、都市・農山漁村における地域空間の実態と成り立ち、地域課題の解決と持続・再生に向けた計画について、空間論的視座と計画論的視座を中

心に論考している。都市・地域はいかに成り立ち、どのような問題を抱え、いかなる実状にあり、どのような方向にむかっているか。空間論的視座では、生活・生業の器としての空間の構造、生活者・コミュニティからみた居住環境・生活空間について論じている。計画論的視座からは、それら空間をつくりだすための計画制度・事業展開・まちづくり等について論じている。地区レベルでは、中心市街地・郊外住宅地・農山漁村等を事例として、居住、コミュニティ、少子高齢化、定住環境、生活空間、景観等の観点から、実践的な調査・計画の視点をまじえ論考している。本講は、卒業論文・卒業設計等における、計画論的研究の方法論においても有用性がある。

到達目標は、「生活空間・コミュニティ・地域環境・地域研究の基本を理解し説明することができる」、「計画論・計画制度・まちづくりの基本を理解し説明することができる」の2点である。キーワードとして、「都市」「農山漁村」「計画論」「計画制度」「まちづくり」「居住」「コミュニティ」「少子高齢化」「定住環境」「生活空間」「景観」「地域研究」「都市計画」「地域計画」を挙げている。本講の構成は、次の通り。

- ・地域計画論：計画論の視座
- ・地域空間論：地域と国土整備、街道・鉄道・高速交通網
- ・都市空間論：都市構造と都市環境
- ・都市空間論：都市居住と住まい、まちづくり
- ・都市空間論：生活者・コミュニティと居住空間
- ・集落空間論：地域史と生活景、農漁村と生活・生業・空間
- ・集落空間論：景観と地域環境
- ・地域研究論：計画論的研究の方法論
- ・都市計画論：まちづくりと計画制度
- ・都市計画論：マスタープラン
- ・都市計画論：土地利用計画
- ・都市計画論：都市施設、都市開発
- ・都市計画論：地区計画、都市計画のプロセス

6. 都市計画特論

本講は、大学院博士前期課程の講義科目で、環境計画学専攻環境意匠研究部門に担当されている。

都市計画学・地域計画学とは、都市・農山漁村の空間・コミュニティ・環境の構造と、その計画論・まちづくりについて探究する分野である。本講では、地域の将来像を構想し、その生活空間と地域環境を実現する方法の一つである、都市計画法制度について論考している。日本の都市計画・まちづくりの根幹をなす都市計画法は、高度経済成長期に都市化が急激に進展する中、1968年に制定された。都市計画

区域には日本の総人口の9割以上が住まい、都市計画制度の態様は、国民生活に多大な影響を与える。現代日本においては、少子高齢社会の到来に伴い、都市縮小の時代を迎えている。本講では、都市計画システムの理解を通して、これからの都市計画・まちづくりを担っていくための基本を会得する。

到達目標は、都市計画システムを理解し説明できることである。キーワードとして、「都市計画」「地域計画」「マスタープラン」「土地利用計画」「都市施設」「都市開発」「地区計画」「計画システム」を挙げている。本講の構成は、次の通り。

- ・地域計画：都市計画論の視座
- ・地域計画：まちづくりと計画制度
- ・都市計画：マスタープラン
- ・土地利用：区域区分
- ・土地利用：地域地区
- ・都市施設：都市施設
- ・都市開発：市街地開発事業
- ・地区計画：地区計画
- ・計画システム：都市計画のプロセス
- ・計画制限：開発許可制度
- ・計画制限：都市計画制限
- ・計画事業：都市計画事業
- ・都市論・地域論・生活空間論
- ・地域環境論・景観論・まちづくり論

7. 教育・研究と社会貢献

都市計画学・地域計画学の教育において、研究の成果を活かすのはもちろんのこと、社会貢献活動の取り組みも活用しており、また、教育・研究での成果を、社会貢献活動にも活かしている。

主な社会貢献としては、これまでに、野洲市総合計画(審議会長)、草津市都市計画マスタープラン、滋賀県ふるさと・水と土保全対策、彦根市環境基本計画、長浜市国土利用計画などの策定等を行ってきた。

現在、滋賀県景観審議会長代理、同屋外広告物適正化検討専門部会長、米原市都市計画マスタープラン改定検討委員会副委員長、彦根市都市交通マスタープラン策定委員、長浜市都市計画マスタープラン改定委員、湖東圏域公共交通活性化協議会副会長、近江八幡市都市計画審議会長代理などをつとめている。